

令和 4 年度体制整備等詳細確認調査の結果及び管理条件の付与について (令和 3 年度版チェックリスト分) (案)

令和 4 年 1 1 月 1 8 日
科学技術・学術政策局
研究環境課研究公正推進室

1. 調査の目的等

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)第 5 節 2 (履行状況調査の実施)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく調査及び措置に関する要項」(科学技術・学術政策局長決定)に定める体制整備等詳細確認調査は、研究機関におけるガイドラインを踏まえた規程・体制の整備状況等を把握するために実施するものである。

調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備等に不備が確認された研究機関に対して、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置を講じることとしている。

2. 調査・指導の対象

調査・指導の対象となるのは、令和 3 年度に文部科学省の配分又は措置により研究活動を行う全ての研究機関である。

これらの研究機関から令和 3 年度に提出があった「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)において体制整備等に不備が確認された研究機関について指導を実施した。

3. 調査・指導の方法・流れ

ガイドラインに基づく体制整備等に不備が確認された研究機関に対しては、別添の調査票により改善の状況確認を行った(調査等の流れは参考 1 - 1 参照)。

4. 調査指導の結果

チェックリストにおいて、体制整備等に不備が確認された研究機関に対しては、提出された調査票を文部科学省が点検し、体制整備の完了に向けて助言するとともに、体制整備等を完了させるよう指導した。

文部科学省は、令和 3 年度にチェックリストの提出があった全ての対象研究機関(2, 114 機関)において必要な対応が実施されたことを確認し、ガイドラインに基づく体制整備が完了したことを確認した。

また、体制整備等詳細確認調査の対象となる研究機関は無かった。

5. 今後の取組等

今後、引き続き、令和4年度以降に提出されるチェックリスト等において、体制整備等に不備が見られた場合には、文部科学省から指導及び助言を行うとともに、必要に応じて体制整備等詳細確認調査を実施するなど、引き続き、ガイドラインに基づく体制整備等の徹底を図っていく。

(令和3年度チェックリストの指導状況)

- ・ 令和3年度チェックリストの提出 (2, 114機関)
- ・ 令和3年度チェックリストの結果を踏まえた指導 (706機関)
- ・ 体制整備等詳細確認調査 → 0機関
- ・ チェックリストの取り下げ (7機関) ※ガイドライン対象外

【参考：前回調査】

- ・ 令和2年度チェックリストの提出 (2, 126機関)
- ・ 令和2年度チェックリストの結果を踏まえた指導 (295機関)
- ・ 体制整備等詳細確認調査 → 0機関
- ・ チェックリストの取り下げ (19機関) ※ガイドライン対象外

6. 特定不正行為に係る調査結果報告書に基づく指導

研究機関が行った特定不正行為に係る調査結果は、文部科学省に報告することとなっている。その報告書の内容を確認し、ガイドラインに基づく体制整備や取組の状況について改善を求める必要がある場合は、上記3. 及び4. に沿って、確認・指導を行うこととなる。

**研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
に基づく体制整備等に係る事前整理票(令和3年度版チェックリスト用)**

別添

記入日				貴機関の不備 (a,b/a/b)		
機関の名称						
所在地	〒	-	住所			
担当者連絡先1	課・係等名				氏名	
	電話番号		FAX		E-mail	
担当者連絡先2	課・係等名				氏名	
	電話番号		FAX		E-mail	
競争的研究費等の配分状況(名称)						

※競争的研究費等の配分状況(名称)欄には、令和3年度に文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人から配分を受ける(予定含む)競争的研究費を中心とした公募型の研究資金の名称を記載してください。

【記入に当たっての留意事項】

○事前整理票について

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく体制整備等に係る事前整理票(令和3年度版)」については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト(令和3年度版)」に対する回答において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)を踏まえた体制整備や取組の状況(以下「体制整備等」という。)に不備が確認された機関に対して、速やかに対応いただくとともに、体制整備等詳細確認調査の実施の必要性を検討するために提出いただいています。

本票の様式については、行の追加・削除等の修正をしないでください。

○調査項目について

調査項目は、ガイドラインの第2節及び第3節について、機関の取組状況等を把握するために主要な事項を抽出したもので、「1 規程等の整備に関すること」、「2 研究倫理教育の受講の徹底に関すること」の2つで構成されています。

○記入が必要な箇所について

指摘のあった不備の内容に応じて、以下のとおり対応ください。

(a)「規程等の整備」に不備がある機関

⇒「**調査項目-1 規程等の整備に関すること**」に記載ください。

(b)「研究倫理教育の受講徹底」に不備がある場合

⇒「**調査項目-2 研究倫理教育の受講の徹底に関すること**」に記載ください。

○「調査項目-1 規程等の整備に関すること」について

3部構成となっており、ガイドラインで体制整備を求めるとして令和3年度チェックリストの設問101から設問331まであります。項目を確認し、機関の状況に該当する数字(「①」又は「②」)をチェックボックスに記入してください。

「①」を選択した場合は、「根拠等記入欄」に、当該設問に対応する規程等の名称及び条数を必ず記入してください。規程等でない場合は、例えば、そのことを定めた会議の名称や決議した年月日などを記入してください。また、窓口の不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の機関内及び機関外への周知(設問331)については、窓口のURL等を記入してください。

「②」を選択した場合は、「根拠等記入欄」に、ガイドラインを踏まえた取組がなされていない理由を記入してください。

なお、体制整備等に不備がある箇所だけでなく、**全ての項目の記入が必要**ですのでご注意ください。

○「調査項目-2 研究倫理教育の受講の徹底に関すること」

・直前に所属していた機関で研究倫理教育を受講済み等の理由から、貴機関による実施と同等と判断した場合は、貴機関による研究倫理教育を受講したとみなしても構いません。

・また、採用時期が遅い等の理由から令和3年度に研究倫理教育を実施することとしている場合や受講対象者が病気等で受講が困難な場合など、実務上やむを得ない理由から実施していない場合、令和2年度を受講対象者から除外しても構いません。

・数年に1回、研究倫理教育を実施することとしている場合、令和2年度以前に受講した者については、規程の範囲内であれば、受講対象者から除外してください。

・「調査項目-2 研究倫理教育の受講の徹底に関すること」については、令和2年度に研究倫理教育の受講義務があった者のうち、未受講だった者(記入日時点で貴機関に引き続き在籍している者に限る)の受講が完了するとともに、十分な再発防止策が策定されたと文部科学省が判断した場合、体制整備が完了したとして、体制整備等詳細確認調査の対象から外します。

【調査項目-1 規程等の整備に関すること】

第1部 研究者等に対する研究倫理教育について

101 研究倫理教育責任者を設置していますか。

(回答) (選択肢)
①: 整備している
②: 整備していない

(根拠等記入欄)

104 貴機関に所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)に対して、研究倫理教育の受講を規程等で義務付けていますか。

(回答) (選択肢)
①: 義務付けている
②: 義務付けていない

(根拠等記入欄)

105 貴機関に所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)に対して、貴機関が定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

第2部 研究データの保存・開示について

202 研究データの保存を義務付けることを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

203 研究データの必要に応じた開示を義務付けることを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

第3部 研究活動における不正行為の告発・調査について

302 不正行為の定義に関して、「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」の言葉に加えて、ガイドラインで示されるように各々の不正行為の内容を規定していますか。

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

303 不正行為の定義に関して、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる」ものであることを規程していますか。

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

305 不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や認定方法等に関する規程(コンプライアンスに関する規程などの他の規程ですべて代用することが可能な場合を含む。)を整備していますか。

(回答) (選択肢)
①：整備している
②：整備していない

(根拠等記入欄)

306 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口を設置していますか。

(回答) (選択肢)
①：設置している
②：設置していない

(根拠等記入欄)

307 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

308 告発を受け付ける基準(不正行為の態様、事案の内容、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていること等)を規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

309 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、例えば理事、副学長など、適切な地位にある者をその責任者として規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

310	相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規程等で定めていますか。
-----	--

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

311	相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することを規程で定めていますか。
-----	---

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

312	告発をした又は告発をされたことを理由に、告発者・被告発者に対して不利益な取扱をしてはならないことを規程等で定めていますか。
-----	---

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

313	告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程等で定めていますか。
-----	--

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

314	予備調査を行う場合は、告発内容の合理性、調査可能性について行うことを規程等で定めていますか。
-----	--

(回答) (選択肢)
 ①：定めている（または「予備調査は行わない」）
②：定めていない

(根拠等記入欄) (「予備調査は行わない」の場合は、記入は unnecessary です。)

--

315	本調査を行うことを決定した場合は、その事案に係る配分機関及び文部科学省にその旨報告することを規程等で定めているか。
-----	---

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

316	本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程等で定めていますか。
-----	--

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

317	本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することを規程等で定めていますか。
-----	---

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

318	全ての調査委員会の委員は、告発者及び被告発者(調査対象者)と直接の利害関係を有しない者でなければならぬことを規程等で定めていますか。
-----	--

(回答) (選択肢)
①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

319	本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者(調査対象者)は調査機関が定める期間内に異議申立てをすることができると規程等で定めていますか。
-----	---

(回答) (選択肢)
①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

320	本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめる(認定する)までの期間の目安を規程等で定めていますか。
-----	--

(回答) (選択肢)
①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

321	調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者(調査対象者)の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行うことを規程等で定めていますか。
-----	--

(回答) (選択肢)
①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

322	本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定されることを規程等で定めていますか。
-----	---

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

323	本調査の結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。
-----	--

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

324	不正行為を行ったと認定された被告発者(調査対象者)は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てをすることができることを規程等で定めていますか。
-----	--

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

325	不服申立ての審査・再調査は調査委員会(317と同じ調査委員会)が行うことを規程等で定めていますか。
-----	---

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

326	不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。
-----	---

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

327	不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。
-----	--

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

328	不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めていますか。
-----	--------------------------------

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

329	不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。
-----	---

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

--

330	公表する調査結果の内容(項目等)を規程等で定めていますか。
-----	-------------------------------

(回答)

(選択肢)

- ① : 定めている
- ② : 定めていない

(根拠等記入欄)

331	不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを機関内及び機関外に周知(ホームページへの公表等)していますか。
-----	---

(回答)

(選択肢)

- ① : 周知している
- ② : 周知していない

(根拠等記入欄)

【調査項目-2 研究倫理教育の受講の徹底に関すること】

○研究倫理教育の受講の徹底に関して(チェックリスト:設問111)

401	研究者(貴機関を本務とする者)に対する研究倫理教育の受講の徹底を担当する実質的な責任者を教えてください。
-----	--

(回答)

役職		氏名	
----	--	----	--

※ 役職・氏名を記載してください。

(例) 役職:理事(研究担当) 氏名:文科 太郎

※研究倫理教育の受講の徹底に関しての不備については、①未受講者の受講の完了、②再発防止策の策定の2点が適切になされることが重要です。この2点については、設問402～設問404の回答で確認しますので、この回答に関する実質的な責任者の方の役職・氏名を記載するとともに、当該責任者回答内容を確認いただいた上で提出してください。

402	令和2年度において研究倫理教育の受講義務があった研究者(貴機関を本務とする者)のうち、研究倫理教育が未受講であった者全員について、受講が完了した日を記載してください。
-----	---

(回答)

完了日	令和〇年〇月〇日
-----	----------

※完了日に関しては、ガイドラインを踏まえた体制整備について、貴機関で不備が確認された旨を指摘している文部科学省からのメールに締め切りが記載されていますのでご確認ください。

※数年に1回研究倫理教育を実施することとしている場合、平成元年度以前に受講した者については、令和2年度においても受講対象者にカウントした上で、貴機関の規程等の範囲内であれば、令和2年度についても受講済みとして構いません。

※直前に所属していた機関で研究倫理教育を受講済み等の理由から、貴機関による実施と同等と判断した場合、貴機関による研究倫理教育を受講済みとして構いません。

※採用時期が遅い、病気のため受講が困難等の理由から令和3年度以降に研究倫理教育を実施することとしている場合など、実務上やむを得ない事情で令和2年度に研究倫理教育が未受講である者については、令和2年度の受講対象者から外しても構いません。

※令和2年度に研究倫理教育が未受講であった者のうち、既に退職済み等の理由から、現時点で受講の徹底が困難な場合、受講対象者から外しても構いません。

403	令和2年度において、研究倫理教育の受講の徹底ができなかった理由を記載してください。
-----	---

(回答)

理由	
----	--

404	設問403の理由を踏まえ、研究倫理教育の受講の徹底に関して、令和4年度から実施する再発防止策を記載してください。
-----	--

(回答)

再発防止策	
-------	--

<設問403及び404の記載例>

<例1>

(設問403) 機関として受講管理をしておらず、未受講者を把握していなかった。



(設問404) 機関として受講管理を実施するとともに、未受講者に対して、受講するよう定期的に呼びかけることとした。

<例2>

(設問403) 受講管理はしていたが、未受講者へ連絡していなかった。又は連絡していたものの、その後の受講確認を行っていなかった。



(設問404) 事務局にて、毎月受講情報を更新し、未受講者が受講するまで定期的に連絡することとした。

<例3>

(設問403) e-ラーニング受講自云守、様々な研究倫理教育を実施し、いずれかの受講を義務付けしているが、受講管理について、研究倫理教育の内容毎に実施していたため、未受講者の把握が適切にできていなかった。



(設問404) 未受講者の把握が適切に行えるよう、研究倫理教育毎に実施していた受講管理を一元化するフォーマットを作成するとともに、いずれの研究倫理教育も未受講の者に対して定期的に連絡することとした。

<例4>

(設問403) 講習会形式で研究倫理教育を行っており、当日都合が合わず、欠席した者が受講できる仕組みができていなかった。



(設問404) 講習会の状況をビデオ撮影し、欠席者については後日、ビデオを視聴してもらうこととした。

<例5>

(設問403) 新規採用者について、研究倫理教育を実施していなかった。



(設問404) 新規採用に際して実施する研修について、研究倫理教育も含めて実施することとした。